

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成30年3月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700383号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700233号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和22年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年7月1日から平成15年5月2日まで

私は昭和57年頃、A社で大工として現場の手伝いを始め、2年後に正式入社した。請求期間の給与から保険料という名目で1万5,000円から3万円引かれていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社において、請求期間に厚生年金保険の被保険者記録のある複数の者の回答によると、請求者は、期間の特定はできないものの、大工として当該事業所の仕事をしていたことはうかがえる。

しかしながら、請求者が仕事を始めた時のA社の事業主（以下「元事業主」という。）は既に死亡している上、商業登記簿謄本によると、当該事業所は、平成27年1月20日に解散しており、元事業主から変更された解散当時の事業主に複数回文書で照会したが、回答を得られないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、請求者の当該期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

また、請求者に係るオンライン記録により、請求期間の一部において、国民年金保険料の申請免除が承認されていることが確認できる上、A社の厚生年金保険被保険者記録において、請求者の氏名は確認できず、整理番号に欠番はない。

さらに、請求者は、請求期間においてB市の国民健康保険に加入し、同市役所に国民健康保険料を納めを行っていたと陳述しているところ、同市は、当該期間のうち、戸籍の改製原附票により確認できる住所が職権消除された平成14年10月24日から平成15年2月10日までの期間を除き、同市の国民健康保険の被保険者であった旨回答している。

加えて、請求者は、A社において、日給による仕事のほか、一人で現場を持つようになってからは、請負の仕事もしていた旨陳述しているところ、当該事業所において、厚生年金保険の

被保険者記録があり仕事を大工とする者は、請負の仕事はしたことがなく、日給により仕事をしていた旨陳述していることから、請求者と異なる勤務実態であることがうかがえる上、請求者が同僚の大工として名前を挙げた複数の者については、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、B市は、課税資料の保管は、現年度を含めて5年度となっているため、請求期間の課税資料はない旨陳述しているほか、請求者は、厚生年金保険料の控除が確認できる資料はない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。